

# 鳥取縣公報

## 告示

### 鳥取縣告示第二百六十二號

昭和十九年八月鳥取縣告示第四百五十八號繭及び生糸現在高並びに生糸、繭短纖維製造高及び生糸消費高調査申告書及び報告書提出期限はこれを廢止する。

昭和二十一年六月二十一日

鳥取縣知事 林

敬

三

### 鳥取縣告示第二百六十三號

岩美郡浦富町長に於て行旅死亡人を左記の通り取扱つたから心當りの向は直接浦富町長宛照會せられたい。

昭和二十一年六月二十一日

鳥取縣知事 林

敬

三

### 記

一。本籍、氏名、年令 不詳。約六十歳位女

昭和二十一年六月二十一日  
第七七百二十一號

金曜日

本誌ノ大シハ國定規格5A列

- 二、人相特徴 体格榮養中等、身長一四六釐、丸顔で左眼悪く上顎用金義齒、下顎金冠義齒數ヶ脱齒あり。
- 三、著衣 上下揃ひのモンペイ(茶褐色縦横縞)、白レズ付シャツ腰巻、伊達巻、毛糸編紐、白足袋各一
- 四、所持品 皮蝦蟇口 現金三圓六十八錢、印鑑(大鳥)壹個
- 五、死因 溺死

一、右昭和二十一年五月十日午前八時岩美郡浦富町大字浦富字ニ夕殿三二九ノ二番地に漂着同地に於て假埋葬した。

### 正課

昭和二十一年五月鳥取縣告示第二百三十四號を次のやうに正誤する。

様式中「携行品」とあるは「携行人」の誤り

鳥取縣公報 毎週 曜日發行(休日ニ當ル) 火金 曜日發行(時ハ翌日)

昭和二十一年六月二十一日 第七七百二十一號

昭和四年四月十五日 (第三種郵便物認可)